

2026 年 6 月 24 日

〒106-0032

東京都港区六本木二丁目 2 番 7 号

クレール六本木 304

合同会社 YN 企画

代表社員 櫻井 重彰 様

〒276-0020

千葉県八千代市勝田台北一丁目 11 番 16 号

株式会社地域新聞社

代表取締役 細谷 佳津年

当社株式の取得・処分に関する質問状

当社は、貴社が関東財務局長に提出された 2026 年 4 月 24 日付け変更報告書 NO. 1、同年 6 月 19 日付け変更報告書 No. 2 及び同月 22 日付け変更報告書 No. 3 より、貴社は、当社株式を① 2026 年 4 月 15 日に 3,700 株、② 4 月 16 日に 29,400 株、③ 4 月 17 日に 347,300 株、④ 6 月 12 日に 350,00 株、⑤ 6 月 16 日に 315,000 株をそれぞれ市場内で処分されているものと認識しております（以下、これら①から⑤の市場内処分を個別に「各市場内処分」といい、総称して「本市場内処分」といいます。）。これについて、以下のとおりご質問致しますので、各質問事項につきまして、**2026 年 7 月 1 日（水）までに**書面にてご回答いただけますようお願い申し上げます。

- （１） 貴社は、従前より、その保有する全ての株式を「信用取引にて保有」されている旨開示されていますが、仮に貴社が本市場内処分に先行して信用取引の買い建玉について現引きを行い¹、議決権保有割合にして 10%以上に相当する当社の現物株式を保有した場合には、貴社が当社の現物株式を保有した時点で貴社は当社の主要株主に該当することとなる（また、その後の当社株式の処分により当社の主要株主に該当しないこととなっている）ため、当社は、有価証券上場規程に従って主要株主の異動に係る開示を適時に行う義務を負うこととなります。

つきましては、貴社は各市場内処分に先行して、当社株式の信用取引の買い建玉について現引きを行い、当社の現物株式を保有されたことがあれば、(i)現引きを行った日時及び(ii)その数量をご回答ください。

¹ なお、信用買いの返済方法としては、現引き以外に、信用取引で買い付けた株式を市場で売却（転売）し、その売却代金を証券会社から借り入れた金銭の返済に充当する方法もあります。

(2) また、貴社による各市場内処分に関連して、

(a) 貴社が当社株式 29,400 株を処分した 2026 年 4 月 16 日に、MTM Capital 株式会社（以下「MTM Capital」といいます。）は、2026 年 4 月 22 日付け大量保有報告書及び同日付け訂正報告書において、当社株式 13,500 株を市場内で取得した旨を開示し、

(b) オプションハウス株式会社（以下「オプションハウス」といいます。）は、2026 年 6 月 23 日付け大量保有報告書において、貴社が 350,000 株を市場内で売却したと開示されている 2026 年 6 月 12 日、及び、315,000 株を市場内で売却したと開示されている同月 16 日の各同日に、それぞれ貴社が売却したと開示されている株式数と完全に一致した株数の当社株式を市場内で取得した旨開示しております。

このような状況に鑑みると、貴社は、各本市場内処分に関して、市場内クロス取引を行っているものと推察されます。

つきましては、前記①から⑤の各本市場内処分に関して、(i)市場内クロス取引を合意した相手方の名称（MTM Capital 及びオプションハウスを含みますが、これらに限りません。）、(ii)市場内クロス取引の対象とした株式数及び(iii)市場内クロス取引の際に利用した証券会社の名称についてご回答ください。

以上